

「単位認定」の実施要領

(2006年9月14日 基幹専攻会議決定)

(2010年9月2日 基幹専攻会議 改正 2010年10月1日 発効)

1. 基幹専攻会議での決定に基づき、ウェブでも開示されている「単位認定」の実施要領は以下とする。
2. 既に取得している学位（学士あるいは修士）を取得する際の要件であった授業の単位などは「単位認定」されない。
3. 職業として従事していた業務は「インターン」として「単位認定」されない。
4. 専攻の専任教員が担当する科目の内、授業の担当教員が確定していない科目については、教務委員が専攻長と協議の上で「単位認定」の可否を判断する。但し、最終的な決定権は教務委員が有する。
5. 「社会人経験の年数」は教務委員が専攻長と協議の上で判断する。但し、最終的な決定権は教務委員が有する。
6. 「単位認定」を行った教員は、当該学生の学生証番号、名前、科目名、「単位認定」に値すると判断した理由、を書面で教務委員に報告する（様式は任意）。
7. 「単位認定」された科目の教務係への成績報告は「単位認定」を担当した教員が行う。
8. 各専任教員は、担当する講義に係る「単位認定」の判定方法をシラバス(UT-mate)で公開する。